令和５年度　大崎町「地域おこし協力隊」募集要項

募集概要

大崎町は鹿児島県の東南部，大隅半島に位置し，人口は 12,400 人弱の小さな町です。南部は豊かな水産物をもたらす志布志湾に面し，そこから北部にかけて豊かな農畜産物を育む広大な台地が広がる「食材の宝庫の町」です。

さて，少子高齢化や核家族化の進行，家族や地域社会のあり方の多様化などにより，障がい者本人とその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

また，障害者差別解消法の改正や障がい者雇用の拡大など，障がい者が社会の中で出会う困りごとや障壁を取り除くための調整や変更を行う合理的配慮について義務化されることとなるなど，社会全体として誰もが分け隔てなく共生できる社会づくりが進められています。

しかしながら，新型コロナ感染症の流行によるマスク着用や，ソーシャルディスタンスの確保などにより，聴覚や視覚に障がいのある方のコミュニケーションのとり方が難しくなっており，聴覚障害者が孤立化している現状があります。

鹿児島県においても，聴覚障害のあるなしに関係なく，すべての県民の方々が手話に対する理解を深め，さらに手話が広がっていくことを目的として「手話言語条例」が定められており，本町においても，耳が聞こえない，聞こえにくい人，そうでない人，ひいては障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重しあえる町づくりをめざすため，その橋渡しとなる「地域おこし協力隊」を募集します。

募集人員

手話の普及及び福祉のまちづくり地域おこし協力隊　　１名

業務内容

・大崎町内における手話の普及（学校や高齢者サロン，生涯学習等）
・ろう者とろう者以外の者が共生する地域社会の実現のための取り組み
・障がい者目線にたった街づくり及び地域課題の掘り起こし，解決策の企画立案
・障がい者と地域の方の協業による地域おこし
・障がい者及び障がい福祉関係機関と行政との連携・調整など。

勤務場所

活動拠点は大崎町社会福祉協議会（学校，地域，公民館など）

委託形態及び期間

(1)大崎町との雇用契約は締結せず，委託契約となります。
(2)委嘱した日から令和６年３月31日までとし，最長２年間の再任が可能です。
※初年度終了時（令和６年３月）のミーティングにて，次年度以降の委嘱についての判断をさせていただきます。
(3)隊員としてふさわしくないと判断した場合には，委託期間中であっても解任することが

できるものとします。

委託料

委託料は，活動実績に応じてお支払いします。委託料の内訳については，協力活動に対する人件費及び活動に要する経費です。

・人件費　月額 23 万円を上限（委嘱した月から翌年３月）

・活動経費　月額 17 万円上限（委嘱した月から翌年３月）

※経費の例）旅費，交通費，宿泊費，消耗品費，通信費，リース料，車両借上料等

※通勤手当，時間外手当等は支給されません。

※活動に要した経費の会計報告を求めます。

待遇及び福利厚生

(1) 大崎町との雇用契約はないため，国民健康保険，国民年金，傷害・損害保険等には御自身で加入してください。

(2) 業務活動で使用する自動車・パソコン等は経費として計上し，御自身で御準備ください。

(3) 業務活動以外の経費（引っ越しや居住に係る経費，生活用備品や住居の光熱水費等）は隊員の負担になります。

(4) 任用日は，採用決定後に相談の上決定いたします。

応募資格

(1) 応募時に３大都市圏をはじめとする都市地域等に居住している方で，大崎町に住民票を異動し，移住のできる方

※３大都市圏とは，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，岐阜県，愛知県，三重県，京都府，大阪府，兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。

※都市地域とは，過疎，山村，離島，半島等の地域に該当しない市町村をいう。

(2) 応募時点で，20 歳以上の方（性別は問いません）

(3) 大崎町に住民票を異動し移住する方

(4) **原則として手話を母語とする聴覚障がい者であり，読唇ができること。**
（場合により健聴者も可）

(5) 心身ともに健康で，地域住民と協力しながら熱意を持って地域の活性化のための活動に取り組める方

(6) **任期終了後本町に定住し，就業・起業する意欲のある方**

(7) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方

募集手続き

(1) 応募受付期間

令和５年８月 28 日（月）から令和５年 12 月 20 日（水）までに，下記応募先に郵送，またはアドレスにメールでお送りください。郵送の場合，当日消印有効とし，提出した書類は返却しません。なお，応募があれば随時面接を行い，採用決定後に募集を締め切

らせていただきます。）

(2) 提出書類

① 大崎町「地域おこし協力隊」応募用紙【様式１】

② 大崎町「地域おこし協力隊」活動目標【様式２】

③ 住民票

④ 運転免許証のコピー

選考方法

(1)第一次選考【書類審査】

指定の応募用紙【様式１】，活動目標【様式２】を元に書類選考を行い，応募者宛てに結果を通知（郵送）します。なお，選考内容についての開示はいたしません。

(2)第二次選考【面接】

第一次選考合格者を対象に面接を行います。詳細な日時・場所等については，第一次選考結果通知時に併せて通知します。選考結果は文書にて通知します。

※応募に係る経費及び面接のために必要となる交通費等については，応募者の負担となります。

その他

(1)募集に関する質問は，FAX 又はメールで行ってください。内容確認後，FAX 又はメールで回答をいたしますので御確認ください。電話での質問は受付けできません。

(2)住民票の異動は，必ず第二次選考結果通知日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると，応募要件に反するため資格を失う場合があります。

応募先・問い合わせ先

〒899－7305
鹿児島県曽於郡大崎町假宿 1029 番地
大崎町役場保健福祉課　　担当：溝口
TEL：099－476－1111（内線 137）
FAX：099－476－3979
メール：hukushi@town.kagoshima-osaki.lg.jp